

ジョン・ロック『寛容論』の包容・寛容策（二）

—同時代の関連諸論考における位置—

山田園子

- 一 本稿のねらい
- 二 現行国教会護持
- 三 包容的国教会（以上第二八卷第一号）
- 四 主教制国教会と非国教徒寛容
- 五 非国教徒の信仰の自由（以上本号）
- 六 対応・寛容策
- 七 ロックの対応・寛容策

三 包容的国教会（承前）

宗教政策にかんする広教主義者、そして彼らを支持する対応派の考え方を、ここで整理すると、以下の五つの特徴を見ることができる。

第一に、彼らは、非国教徒を非難する理由として、人間の理性を軽視すると考えられるほどに、彼らが靈や聖書の権威を強調することを指摘する。この理性軽視の具体的な現れとしてとくに非難されたのが、統一的な様式をもたな

い即興的な彼らの祈禱である。バーネットは、一定の次第と様式をもつ国教会の祈禱を古来のものとし、古くから継続されてきたことを「合理的」だと考えた。またパトリックは「理性」を「故事の普遍的解釈に合致したわれらの教会の主張」とみなす。サンダーソンによれば、「理性の議論とその権威」は「普遍的教会」、つまり国教会の「判断と実践」を意味した。この「普遍的教会」にはローマカトリック教会は入らず、ローマカトリック教徒の教会権威への依存は理性の無視だ、と非難される。他方、国教会に信徒せず、三位一体説を拒否するソシニアンは、国教会の権威とキリストの神性の両方を拒否するので、「理性だけで信仰を算段し」、「理性にのぼせ上がる」と非難される。この種の理性を、バーネットやパトリックは「肉の理性」と呼んで、軽蔑した。包容派や広教主義者による理性の強調の矛先は「ローマ教会」と「狂信的集会」の両者に向けられる。⁽³⁸⁾

第二に、「われらの教会」つまり国教会の「道理」を確立するために、彼らは国教会の教えを異論者との討論、及び「自然哲学」・「新哲学」の議論の俎上に進んでのぼせようとする。自然哲学の振興は王立協会設立という形で具体化される。議論のるつぼの中で、国教会の教えや実践がよりよく理解され普遍化される、という期待と確信があつた。

とくに自然哲学の追究は神にかんして二つのことを可能にする。

まず、自然哲学の追究は、創造主との無限の距離を人間に理解させ、神への崇敬と礼拝を教える。自然哲学の振興は人間の理性の限界内に宗教をおとしめるものではない。自然をよく知れば、人間の理性と感覚の域を越える信仰固有の対象にしかなりえない超自然的な事柄への、謙虚な服従を促す。理性的な被造物なら神を礼拝するはずである。⁽³⁹⁾

次に、自然を知ることで、神の事柄を「合理的な説明」にもとづいた明確な基盤の上に置く。理性をつうじて自然から学んだ者が嫌うべきものは、福音や神概念には何もない。パトリックは「眞の哲学」は神学を傷つけないと言い、とくにデカルトの研究を「高貴な努力」と賞賛した。⁽⁴⁰⁾

「*ハ*」の世界という偉大な自動機械において、どうやつてある部分が他の部分を動かすか、どうやつてそれらの運動が、それぞれの部分のさまざまの大さき、形、位置によつて変化させられるかを観察して、神の業の過程を見出すこと、それこそ哲学の職務であるに違いない。⁽⁴¹⁾」

「新哲学」によつて人間の理性の力を高める」とは、キリスト教を信じるべき「道理」を明確にすることである。広教主義者が強調するこの「キリスト教の道理 the Reasonableness of Christian precepts」に対置されるものは、非国教徒の存在と彼らの活動だつた。「われらの教会のもつとも嘆かわしい状態」としてファウラーは次のように書く。「あまりに多くのセクトや党派にわれわれはぼろぼろと辟けていき、平和や和解を考える」とをなんと毛嫌いする」とか。⁽⁴²⁾

第三に、包容派や広教主義者は、概して義認や予定をめぐる教義的論争に消極的であり、とくに二重予定説のような厳格なカルヴィニズムの教説には難色を示した。そのため、正統的教義に否定的、無関心である、または義認や予定の教説において問題があると非難されることがあつた。ファウラーやパトリックはカルヴィニズムの教説を比較的丁寧に論駁するが、総じて包容派、広教主義者は、教義論争への熱中は教会に対立や不和をもたらすと恐れた。教義論争を回避する志向は、右のようなキリスト教における「理性」や「道理」の強調につながると同時に、信仰箇条の単純明快化を彼らに求めさせる。

ただ、単純明快化された信仰箇条が何かは、具体的に記されてはいない。パトリックはそれを国教会の三十九箇条だと言い、より内実にせまる発言としては、ファウラーが次のように語る。「何人の救済にとつても充分なことは、聖書の真理に同意し、自身の義務にかかる限りで聖書の真の意味を理解し、それに従つて自分の生活を規律しようと努力することだ。」ファウラーはそうした行動が、意見の違いをもつ人々を連帯させ、人々の「魂を広く」して「適正

な自由」を与え、「度量ある人物 men of Latitude」を作ることになると期待した。⁽⁴³⁾

第四に、教会制度において、国教会からの分離の原因や口実となるものを除去する姿勢を強調するものの、護持派と同様に主教制に固執する。包容派、広教主義者は、国教会への非国教徒の包容の可能性を言うものの、包容の対象や内容について、具体的にはまつたく明確にしない。彼らが希望する教会制度は次の五つの特質をもつ。

第一に、非国教徒の非難にもかかわらず、また実際に非信従の原因となっているにもかかわらず、神授権説に立つ主教制をあくまで支持し、主教制下におかれられた職業的説教者以外の者の活動を嫌悪する。主教制はキリスト自身にもさかのぼる伝統的、普遍的、不可欠の制度だと考えられ、そこで長老は主教に従うものとみなされる。「主教なくして長老は何事もできない」、「主教なくして長老は命令できない」。

第二に、国王が教会においても国家においても統治者であることを認める。教会で公的に使用される儀式や礼拝様式は、神の定めのない非本質的事柄なので、それを世俗統治者である国王が定める。国王のこうした権限は神授のもとされ、さらにサンダーソンは王権を父の権力に由来するものと見た。

第三に、聖餐や聖職執行の条件のある程度の拡大、及び神の礼拝に不必要と判断される儀式の廃止に賛成する。不必要な儀式は原始教会の質朴さと靈性を奪い、また分離や非信従の原因は、宗教の実質面ではなく、そうした礼拝や祈禱にある、と考えられたからである。陪餐条件等を拡大し、一部の儀式を廃止して教会の門戸を広げることは、非国教徒のつまづきを解消し、教会の安全、繁栄と平和を確保することになる。

しかし、第四に、非国教徒の即興的、または特異な様式をもつ祈禱には断固反対し、統一され規律ある礼拝を主張する。たとえば跪座聖餐を支持こそすれ、積極的に見直して変更しようとする論者はいない。むしろ、教会から非国教徒が分離する責めを、彼らが自分達の見解、儀式、礼拝に固執することに一方的に負わせ、統一された公的な礼拝

に「合理性」「厳肅性」「普遍性」「包容性」を期待する。

第五に、ある程度の門戸拡大によつて、非国教徒の一部を国教会に包容してよいと言うものの、包容の対象や条件について、包容派の間で一貫した、かつ明確な見解はない。パトリックは包容対象について、ある文書では長老派の大半とするが、他の文書では長老派、独立派、そして他のセクトをすべて非難した。彼は、包容対象について結論じみたものとして、「謙虚な精神の持ち主、かつ国家において静穏かつ平和的であり、国の分裂を嘆いて連帯と一致を望む、と私が確信できる一部の人々」と言うが、「こういう善良な人々は極めて少ない」⁽⁴⁴⁾と嘆いている。

包容派や広教主義者の考え方として最後、第五に指摘できることは、国教会を支える新しい学問や知識の担い手として、ジエントルマン層に着目することである。彼らをスプラットは「自由で拘束がない」ととらえ、王立協会は専門職の人間だけでなく、多くのジエントルマンを擁するべきだと主張した。一般にジエントルマンは、学問や公事にかかる余裕をもち、また聖職禄推挙権者等として国教会と密接なつながりを保つ。パトリックは国教会牧師が自然について無知なままであれば、嘲笑と軽蔑の中に宗教を閉じこめると憂慮し、次のように語る。

「原子という仮説を学びはじめ、本物の宝石とブリストルダイアモンドとをどう見分けるかを知つてゐる真率なジエントリの信頼を、どう牧師は維持していけるか」。

パトリックは「原子的ジエントルマン」を時計職人になぞらえる。時計職人が部品の相互の運動を熟知して時計を動かす仕方を心得ていて、ジエントルマンは自然という自動機械における「神の業」を知るという哲学の仕事に従事する。ジエントルマンが自然哲学に従事すれば、学識につきものの二つの堕落を回避できる、とスプラットは期待した。一つは、学識が日先の利益を求めるものへと墮落すること、もう一つは、哲学者が威圧的な「師匠や学者」になつて、彼らに他の者が服従することである。⁽⁴⁵⁾

ジエントルマンによる自然哲学の学習や研究が、どのように国教会牧師の新しいあり方を可能にするのか、その具体的な連携は明らかにされていない。しかし、パトリックらの発言は、国教会の新たな基礎固めに、俗人であるジエントルマンの知性を、国教会当事者が不可欠のものとして求めたことを明らかにする。

四 主教制国教会と非国教徒寛容

護持派や包容派が、本質的には主教制国教会を支持し、非国教徒にはまったく不寛容であるのにたいし、主教制国教会の存続と非国教徒の寛容をセットで主張し、しかも国教会側に包容策を求めるない匿名の論考がある。『現議会議員への第二の手紙』と題され、一六六八年に出版されたこの文書は、現行主教制国教会の存続を言いつつ、それを拒否する非国教徒への寛容を主張する。主教制国教会と非国教徒の並存という主張は、名誉革命後のいわゆる「寛容法」で実現されることになるが、一六六〇年代中葉から七〇年代初頭の議論の中では少数意見と考えられる。⁽⁴⁶⁾ この匿名者は国教会を「公共集会」と見て尊重するが、それに加わろうとしない非国教徒を、妥協や強制で国教会に包容し信徒させることよりも、寛容する方がさまざまな点で得になると考える点で、護持派や包容派と決定的に異なる。

匿名者は、クラレンドン法典による教会統一の強制の問題を、主教を増長させて君主制を阻害し、さらに主教並びに彼らの下にいる牧師の職務怠慢を招いた点を見る。匿名者は、教会内で主教支配が強化されることで、主教は国王の利益に無頓着になつたと言う。他人の助言によつて統治するしかない国王は、自己の権威を諸党派の対抗とバランスの上に成り立たせるが、主教が教会内の他の党派や見解を抑えこむと、主教は国王を彼らのえじきとし、「王冠の利益」を見捨てる。また、教会内においては、増長した主教は司牧を怠るようになり、その下で牧師も怠惰になつてい

く。⁽⁴⁷⁾

匿名者が望んだのは、国王が国内のさまざまな党派のバランスを維持し、また国内のあらゆる党派が国王に信頼を寄せて、彼の庇護をたのむ状態である。したがって、腐敗堕落した主教が教会を支配することに、彼は強く反対し、国教会における主教や牧師の統制の強化、並びに教理問答の徹底が必要だと訴えた。匿名者は主教制自体の廃止は言わないが、イングランド君主制の維持のために、主教の利益に立つのではない、国教会の「公共」性の回復を求める。

匿名者は次のように言う。

「公共教会は公共の幹線道路と似たものであり、国王の裁量下にあるが、それを建てた個人のためにあるのではない。⁽⁴⁸⁾」

だが国教会の「公共」性の回復を、匿名者は包容策による国教会再編という方法では考えなかつた。彼が指摘する包容の問題点は三点に整理できる。

第一に、包容は曖昧さを残した妥協や同意を前提とするが、包容的な信仰信条はありえない。たとえばキリストの神性については、どの党派も自分の考えに固執し、他の党派の見解に満足しないので、見解の統一も妥協も生じない。普遍的な信仰信条への同意には、まったく現実味がない。⁽⁴⁹⁾

第二に、すでにさまざまな宗教党派が存在し、教会分裂を癒そうとしても、どの党派も他の党派の改宗を考えるだけである。そのことはすでに、ルター派、ツヴィングリ派、カルヴァン派等々の実態に明らかである。⁽⁵⁰⁾

第三に、包容の対象と考えられている長老派について、彼らがこの国を平和にするとは期待できない。国教会との交渉で、長老派は接手による再叙任を拒否するが、こうした長老派は、主教制を人間のこしらえ物とし、教会礼拝を無用とする。また、彼らが接手による再叙任を受け入れるとしても、国教会の儀式等に損得勘定から信従するだけで

ある。こんな長老派が国教会に包容されるならば、国教会は壊滅する。⁽⁵¹⁾

ここで匿名者は、主教や牧師の統制等による主教制国教会の改善と存続を言いつつ、「イングランド教会」という公共集会」を拒否する「セクト」は彼ら自身の「教師と教会」を維持すればよい、と主張する。この「寛容 Toleration」によつて、次の三つの利益が期待できるからである。

第一に、こうした「セクト」、非国教徒の活動を受けて、主教たちは説教や教理問答において勤勉になり、模範となる生き方をするよう促される。

第二に、長老派を包容すれば、彼らは国教会内で党派的運動をひき起こすだろうが、彼らを非国教徒として国教会から切り離せば、そうした危険性は除去される。

第三に、寛容されて自分達の教会を維持できれば、非国教徒は自分達の生存が国教会の存在と繁栄に依拠し、国教会の敵は彼らの敵だと認識するようになる。こうして、皆が国王の下で平穏に生きようと努力するので、すべての宗教党派の間にバランスが保たれる。⁽⁵²⁾

包容策に現実味や利益を見ない匿名者は、非国教徒の寛容が主教制国教会の改善と存続、そして君主制の維持と繁栄に資すると考えた。非国教徒の寛容は、宗教活動の競争をつうじて国教会聖職者の資質の向上を促し、国教会に包容すれば危険分子になりかねない党派を国教会外へと排除し、そして非国教徒の活動に自重を促して国に平穏をもたらすことになる。ただ匿名者は、寛容のこうした利点が国教会の「公共」性回復にどのように結びつくか、またその「公共」性の中味についても、明言していない。この点については、寛容策が採用されない場合に生じると匿名者が恐れる事態をもとに、推測するしかない。彼が恐れたのは次の三つの事態である。

第一に、弾圧の恐怖とお互いの嫉妬がこの国をとらえ、現存主教達は長老派と対抗できないばかりか、非国教徒は

全体の破滅を用意する。

第二に、このため、イングランドの対外的評判や信頼は失墜し、イングランドは「強大かつ野心的なフランス」や「裕福で連帶し活動的で油断がならない教皇主義者」に乗っ取られる。

第三に、オランダやニューアングランドが、通商に従事し勤勉な者たちを、イングランドから引き寄せることになる。⁵³⁾

匿名者が恐れたのは、国内の宗教分裂、それに乘じたカトリック勢力によるイングランドの支配、そして経済力、技術力ある非国教徒の国外流出である。非国教徒の寛容をつうじて国教会に回復が期待される「公共」性は、匿名者において、国内社会秩序の安定、カトリック大国に対抗しうる国家の威信と独立の維持、そしてイングランドの経済発展と不可分のものと想念されていた。そうした内容をもつ「公共」性の維持こそ、「陛下の統治の安全に貢献」し、「恵み深い国王にお仕えする」ことだった。

護持派や包容派は、非国教徒を「公共善」の妨害者とみなし、彼らの寛容は国家の解体を招くと恐れたが、こうした非国教徒認識は匿名者には無縁である。匿名者にとって、国家にたいする非国教徒の忠誠は証明済みだつた。「セクトのさまざまな人々はどんなに勇敢にオランダと戦つたことだろう」、「彼らはどんなに喜んで税金を払つたことだろう」。こうした非国教徒が寛容されれば、彼らは「陛下に満足し」「服従し」て、こそつて国家の難局を乗り越え、かつこうした「セクト」の行動を見て、彼らに敵対的な人々さえも「陛下の下で良心に従つて平穏裡に生きる」ようになる、と匿名者は期待した。⁵⁴⁾

匿名者において、一国一教会の原則は事実上崩壊し、「公共」性の中味としては宗教統一ではなく、「通商と国力」が重視される。しかし、主教制国教会の存続とその「公共」性は依然として強調され、非国教徒の寛容は、非国教徒

自身のため、または彼らの固有の権利として語られるというよりも、主教制国教会の健全性回復と安泰のため、そして「陛下の統治」の安泰と繁栄のためである。そこには、非国教徒を寛容する、すなわち主教制国教会から切り離すこと、国教会内及び国家内の紛擾を避け、かつ非国教徒の党派活動を、弾圧という方法によらずに抑制する意図も濃厚にうかがわれる。

五 非国教徒の信仰の自由

右の匿名者が非国教徒への寛容の利点を言いつつ、主教制国教会の存続を主張したのにたいし、ここでは、非国教徒の信仰の自由を権利として求め、国教会制度をそもそも認めない見解について検討する。こうした見解の持ち主としては、スリングズビー・ベセル、ジョン・ミルトン、ジョン・オウエン、チャールズ・ウルズリー、そしてジョン・ビショップ、リチャード・ファーンワース、ウイリアム・ペン等のクエイカーを指摘できる。また、ミルトンが國務院秘書時代に自分の助手に望んだアンドルー・マーヴェルは、パーカーを激烈に批判した『リハーサル』散文版⁵⁵によつて、護持派に抱く非国教徒の感情を巧みに表した。⁵⁵ただ、これらの人々は国教会制度反対という点で共通するだけであり、宗教政策の詳細について彼らの見解が一致していわけではない。

ベセルは一般に共和主義者とされるが、オリヴァー・クロムウェルの外交、通商政策を非難し、その政策の悪影響が王政復古後にも及んでいると言つた。ヨークシャーの貴族出身であるが、三男ゆえに実業に従事し、その経験をもとに貫して通商の発展という観点から、クロムウェル政権を、そして復古政府の非国教徒対策を非難した。

ミルトンは内戦時から貫して国教会制度に反対する。クロムウェル政権下で、彼は國務院のラテン語秘書をつと

めたが、新たな国教会制とも言えるクロムウェルの教会体制とは一線を画し、自発的献金による教会維持を主張した。

彼は一六七一年に『鬪技士サムソン』を出版して、寓意的に主教制度を非難し、最晩年の一六七三年に発表した『眞の宗教』では、寛容によるプロテスタント諸教派の連帯と団結を訴えた。士師記に登場するサムソンへの注目は、すでに一六四一／二年の『教会統治の理由』などにも見られる。彼は売春婦デリラの甘言で髪をそり落として怪力を失うが、ミルトンは節制、節度、法や正しい特権をサムソンの髪に、髪をそり落とすよう誘惑した売春婦に主教をたとえたとされる。⁵⁶

オウエンは独立派の神学者であり、クロムウェル教会体制の建設を支えた。一六五一年にオクスフォードのクライストチャーチの学寮長に、一六五二年にはオクスフォードの副総長になった。彼のこうした任期中にロックはクライストチャーチで学んでいたため、ロックの寛容思想にたいするオウエンの影響を言う研究者もいるが、それを裏づける証拠も否定する根拠もない。王政復古時にオクスフォードから放逐された後、国教会信従への誘いをオウエンは拒否し続け、自身の会衆教会をロンドンに設立して、非国教徒の信仰の自由と寛容を貫して訴えた。包容策をめぐつてバクスターとの間で書簡が交わされることもあり、彼にたいするバクスターの期待は大きかつたが、オウエンは結局包容策には同調できず、一六六七／八年には寛容策を提案する文書を明らかにしている。⁵⁷

ウルズリーは、クロムウェル政権時には議員や国務院のメンバーをつとめ、クロムウェルの人柄に心酔していた。暫定議会議員として王政復古をむかえ、復古後は政界を引退したが、モンマス公の叛乱に加担したかどで逮捕された。彼が残した文書は宗教政策に関わるものが主である。「国教は無謬の真理とは限らず、真理は時として人々を国教から遠ざける」と言いつつ、ベセルに似て彼は、統治の安泰や通商の拡大という主として実利・国益の観点から、非国教徒の寛容を支持した。⁵⁸

ビショップ、ファーンワースとペンはクエイカーである。ビショップは議会軍従軍後、一六五〇年に国務院の一委員会の秘書となり、五四年にクエイカーに改宗した。王政復古後は非合法集会に出席したかどで何度も逮捕される。

ファーンワースは一六五一年にジョージ・フォックスによつて改宗し、一六六七年に死亡するまでクエイカー牧師をつとめた。ペンは一六六七年にクエイカーに改宗した、いわば「第二期」の信徒である。彼は迫害から仲間を救おうと、一六八〇年代初頭以降、北美大陸のペンシルヴェニアに植民地を開拓した。ペンはロックと同じカレッジの出身だが、ロックとの親交には、ロックが居住するオランダ人クエイカーで実業家のベンジャミン・ファーリーが介在したと推測される。排斥危機を原因とするオランダ亡命中の一六八七—八八年に、ロックはファーリー家を頻繁に訪問していた。ファーリー家は「ランタン」と呼ばれる一種のサロンを形成し、非クエイカーも集まつて哲学や科学について自由に議論した。ジェイムズ二世の治世中、ペンはロックの特赦を国王に乞うたことがあり、一方、ペンシルヴェニアの統治案について、ロックがペンに意見を呈したこともある。ロックの『寛容書簡』を英訳したウイリアム・ポップルはペンの友人だつた。⁵⁹

非国教徒の信仰の自由を権利として求めるこうした人々には、内戦時から国教会制度に反対した者、セクトの一員だった者、クロムウェル政権時代に官職、公職に従事した者、実業の経験をつんだ裕福な者が目立つ。彼らの実際の宗教的立場、寛容を求める経緯や理由、また寛容を訴える方法は多様であるが、国教会制度に反対する点で、とくに次の二つの主張において共通項がある。第一に、イングランド教会と世俗国家の一体性を否定すること、第二に、宗教的見解の相違や多様性の存在こそ國益につながると考えることである。

まず、これらの人々は、先に見た匿名者の議論を一步進めて、教会と世俗国家の一体性、すなわち一国一教会の原則を自覚的に否定する。彼らによれば、教会に異を唱える者は統治者に反逆する者だという認識が、非国教徒への迫

害を正当化してきた。教会と国家が同じ土台にすえられ、信仰や礼拝上の不一致が国家の不利や崩壊に直結すると恐れられたからである。こうした認識にたいして、彼らは教会と国家の成り立ちや機能の点から、両者の相違を語り混同を拒否する。

彼らにとつて、教会と国家はそれぞれ別個の土台や機能をもつ。教会の土台は福音にあり、福音の教会における靈的事柄の支配はキリストの管轄下にあって、世俗権力の援助を必要としない。一方、世俗統治の起源は「自然の光」や「自然法」であつて、その土台は国民の便益と義務遂行に求められる。世俗統治の支配は国王の権限下にあり、あくまで「外的な公共の関心事」にのみ関わる。とくにペンは、世俗統治の本質を「イングランド人の自由とプロパティ」に見、そもそも世俗社会は、プロテスタン宗教に先立つさまざまな多様性をもつ宗教的認識の下で、存在し続けてきたと言う。非国教徒の迫害は、教会帰属とは無縁に古くから「自由とプロパティ」を享受してきた人々を、宗教的異論だけを根拠に「イングランドの法」から排除するものだつた。⁽⁶⁰⁾

彼らにとつて、統治者が靈的事柄を管轄することは、キリストの職位を犯すことだつた。しかも、肉の力つまり人間の暴力は靈的事柄には無力である。人間・自然はそれ自身・自体を超えられず、魂を強制する力をもたないからである。他方、統治者が教会に服従して権力行使することは、統治者を教会の奴隸にする。実際、現行国教会は、国王や議会の都合で制定された法という移ろい易い土台に立ち、かつそうした教会による宗教統一に、国家は依拠せらる。そのため、国教会の儀式等や超自然的な事柄で意見を異なる人々を世俗社会において迫害するという、國家本来の業務ではない「不条理かつ拙劣」な行為に及ぶのだつた。⁽⁶¹⁾

彼らは、世俗国家に反する言論や行動は世俗国家の法で罰せられるべきだ、と認めていた。世俗統治者は、その存在にたいする破壊的な行動を容赦すべきでなく、また他者の世俗的、政治的権益を人々が妨害することも容赦すべき

でない。しかし、国教会と異なる礼拝や集会自体が国家や統治者にとって破壊的な行動になるとも、他方、国教会に出席することが善良な臣民の証明だとも、彼らは考えなかつた。むしろ問題は次の点にある。第一に、聖職者の頑迷さや精神の狭隘さが、意見の相違を争いにし、礼拝等の些細な点をめぐつて相違するにすぎない人々を敵視し排除すること。第二に、人間の作った礼拝や儀式の制度が、神の定めと同じ力をもたされて、世俗権力の手で強制され、それらの方式の相違を理由に人の良心が抑圧されること。これらのこと(62)が、人々の間に不満を醸成して、国王の下での国民の統一と連帯を破壊し、国家を破滅に至らせる原因だと認識される。

この認識をもとに彼らは、第一の共通項として、宗教的見解の相違や多様性は不可避だと主張し、その多様性を尊重することが国益につながると考えた。とくにオウエンは次のように主張する。自分の宗教は自発的な選択の結果であり、宗教的見解の相違や多様性は「人間性の帰結」である。それは、世俗の法をめぐる相違と異なり、「全体の善の侵害」や「公共の静穏の妨害」にはつながらない。

「共同体の調和は、こうした相違や多様性によるお互いの呼応から生まれ、この調和においてこそ世俗社会の最たる栄光と美が存し、それによつて多様性をもつ各々が全体に貢献するものとなる。」⁽⁶³⁾

この種の相違や多様性を消滅させる試みは「共同体自体」を消滅させる、とオウエンは恐れた。オウエンだけでなく他の論者も、強制による宗教統一、つまり臣民の心の統一は国益につながらないと恐れる。強制による宗教統一のもたらす難点について、彼らは、迫害に反対する人々の団結、通商不振、そして教皇主義の助長の三つを指摘した。

第一に、迫害をともなう宗教統一は人々を「公共の事柄〔国家〕に反して団結 *uniuntur contra rem publicam*」⁽⁶⁴⁾ れせる。このことについて、具体的には次の悪が指摘される。

第一に、國家の苛酷さによって、國家の敵では本来ない者の忠誠心を失わせ、彼らを敵にしてしまう。第二に、迫

害は自己正当化のための良心上の口実を被迫害者に与える。国教会に異論をもつ者は、世俗権力にとつて騒擾の原因とみなされがちであり、彼らの処罰の理由を統治者は政治的なものに求める。しかし被迫害者は、自分が良心において正しいと考えることを主張し行動したために受難したと考え、迫害者を責めることになる。第三に、放置しておけば留意されずにする異論者やその異論にたいして、迫害や拘束は人々の憐れみや関心を強化する。それは、自身の見解への異論者の固執を招き、その異論が本当は馬鹿げたものであつても、それを増長させてしまう。第四に、外的な強制力は本人を納得させないまま、偽装信従や偽善者を生みがちである。そうした偽装は短期間の成功をおさめるだけであり、結局は人々の間に反抗や怒りを醸成して、将来の禍根となる。⁽⁶⁴⁾

第二に、宗教事柄における良心の強制は通商不振につながる。この見解自体は先の匿名者の議論にも見られるが、ここでの論者達には、非国教徒の経済力を主教制国教会の健全性回復と安泰につなげる視点は、もはやない。非国教徒の勤勉と努力にこそ国家の通商と富が依拠するという視点が徹底し、非国教徒の経済力への注目は、彼らの迫害者である主教制国教会の拒否に結びつく。通商の発展こそ「イングランド固有の利益」、「陛下の利益」と見る彼らにとって、国教会護持による「公共の平和と安定」の確保が「富と通商の利益」に優先するというパーカーの見解は、笑い種でしかなかつた。⁽⁶⁵⁾

宗教統一が通商不振をもたらすという因果関連について、ウルズリー、ベセルやオウエンは、宗教の強制による人口減少をとくに強調した。彼らによれば、良心への強制は外国人の流入や人口増加を妨害する。強制を受ける大半の人々は勤勉な「通商に従事する類の人々」であり、彼らは自治体法等による宣誓を拒否して仕事を止めさせられ、あるいはオランダ等へ逃亡した。また非国教徒の排除は、プロテスタントの外国人がイングランドに来て、通商することを妨害する。これらのことに基因する通商不振は、隣国に付け入る隙を与え、実際にオランダの毛織物業者を利す

ることになつた、と彼らは指摘する。⁽⁶⁶⁾

ただオウエンが言うように、通商問題は彼ら非国教徒だけでなく、彼ら以上に「陛下」の関心事柄であつた。通商評議会委員は一六六九年十月以降、貴族院地代・通商委員会に出席し、通商不振の原因について意見を述べた。出席した委員の中にはシャフツベリ伯の被庇護者で非国教徒のベンジャミン・ワースリーがいた。審査法制定後はロックがその後を襲う。この委員会の覚書や、そこに登場する委員の発言には、通商不振の一因として、ウルズリーらの認識と共通するものが指摘される。委員は通商不振の一因として人口減少を指摘し、人口減少は「人々の良心にたいする圧迫」から来るとした。ここで減少が問題とされる「通商の民」は「默想する民」、すなわち非国教徒である。宗教の自由は通商拡大に必須であり、現に大陸の異端審問を逃れた人々が、ファスチアン織や糖菓のように、イングランドに新産業、新技术をもたらすこともあつた。⁽⁶⁷⁾ 意見聴取や議論の結果、十一月に貴族院委員会は、「教会事柄におけるある程度の緩和は、王国の通商改善の一手段となる」という意見を、八対一で委員会の意見として採択した。このことは一六六〇年代末には、非国教徒寛容の経済効果が議会レベルで確認されていたことを明らかにしている。⁽⁶⁸⁾

宗教統一の第三の難点は、教皇主義を增長することである。護持派や包容派は、非国教徒への寛容が教皇教徒へのそれにつながると恐れたが、ここでの論者達は、強制的な宗教統一こそ教皇主義を増長すると考えた。自分達への寛容を教皇教徒へのそれと混同する護持派等の論調を意識して、彼らは護持派等以上に激しい言辞で教皇主義批判を開する。強制的な宗教統一と教皇主義との連関について、彼らは具体的に次の三つを指摘する。

第一に、跪座聖餐等の主教制国教会の儀式は、聖書に根拠をもたない偶像崇拜であり、そもそも教皇主義の残滓である。それを行なうことは教皇主義の導入である。⁽⁶⁹⁾

第二に、宗教的見解に自由を与えないことは、人々に聖書を自由に読ませることを拒否して、福音の知識の拡大を

妨害し、人々を無知にしむるやうである。ハハして良心の自由を圧迫するゝは、結果的に、無能とされる者への盲田的信仰を人々に強いる。これは教皇主義者の手口に他ならぬ。

第三に、イングランドの国王は国内外プロテスタンント信仰の最大の擁護者として教皇主義と対峙すぐもである。パーカーのように、世俗統治者に宗教事柄を規制する権限を認め、それへの絶対服従を主張するゝとは、教皇主義を益する「イエズス会の都合主義神学」に他ならぬ。ところのゆえ、仲間のプロテstanントを寛容しなさいとは、プロテスタント同士の間に線引をしても、国王を一党派の頭目格下せらるゝことだからである。それは国王本来の役割を見失わせ、人々の共通の敵と闘はうとを不能にして、教皇教徒にプロテstanントを迫害する口実を与える。(ハ)の項続く

- (38) [G. Burnet:] *A Modest and Free Conference betwixt a conformist and a non-conformist*, pp. 43, 66-78. S. P [atrick]: *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, pp. 7, 10. [S. Patrick:] *A Friendly Debate between a Conformist and a Non-conformist*, p. 74. R Sanderson: *Several Cases of Conscience discussed in Ten Lectures in the Divinity School at Oxford*, pp. 144, 148. J. Stillingfleet: *Shecinah*, pp. 43-48.
- (39) T. Sprat: *The History of the Royal Society of London for the Improving of Natural Knowledge*, pp. 53, 55-56. J. Stillingfleet: *Shecinah*, pp. 47-48.
- (40) T. Sprat: *The History of the Royal Society of London for the Improving of Natural Knowledge*, pp. 53-55.
- (41) S. P [atrick]: *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, p. 19.
- (42) [E. Fowler:] *The Principles and Practices, of certain moderate divines of the Church of England, abusively called Latitudinarians*, pp. 4, 42, 48-49.
- (43) S. P [atrick]: *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, pp. 8, 11-12. [E. Fowler:] *The Principles and Practices, of certain moderate divines of the Church of England, abusively called Latitudinarians*, pp. 316-319.

- (44) [G. Burnet:] *A Modest and Free Conference betwixt a conformist and a non-conformist*, pp. 10-11, 21, 43, next 46 (irregularly paginated), 62, 66, 71, 75, 78 ; Dialogue VII, pp. 3-7. Bishop Burnet's History of his own Times, p. 41. [E. Fowler:] *The Principles and Practices, of certain moderate divines of the Church of England, abusively called Latitudinarians*, pp. 323, 325, 335, 344. S. P. [atrick] : *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, pp. 7-8, 12, 13. [ditto:] *A Friendly Debate between a Conformist and a Non-conformist*, p. 206. [ditto:] *An Appendix to the Third Part of the Friendly Debate*, pp. 67, 69, 202,
212. R. Sanderson : *Several Cases of Conscience discussed in Ten Lectures in the Divinity School at Oxford*, pp. 192-193, 198, 206, 253-254, 272. J. Stillingfleet : *Shechinah*, pp. 58, 95-96.
- (45) S. P [atrick] : *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, pp. 19, 24. T. Sprat : *The History of the Royal Society of London for the Improving of Natural Knowledge*, p. 50. ハニーバル・チャーチルは日本的一種。即ち「本物のタベトサハシスの眼をもつて血を吐く」。即ち「人間の心をもつて困難に立ち向かう」。
- (46) ハニーバルの意見を記すやうな文章がある。即ち「この文書はヨーロッパのもので、新大陸の発見はそのへだて。船の運航の問題をも提起した。Anon. : *A Second Letter to a Member of this Present Parliament, against Comprehension*, by the Author of the former Letter for Liberty of Conscience, London, 1668.
- (47) *Ibid.*, pp. 3-4.
- (48) *Ibid.*, p. 9.
- (49) *Ibid.*, p. 6.
- (50) *Ibid.*, pp. 6-7.
- (51) *Ibid.*, pp. 7-8.
- (52) *Ibid.*, p. 9.
- (53) *Ibid.*, p. 10.
- (54) *Ibid.*, p. 5.
- (55) 三田「ハシハシ・ロシク『觀音韻』の記述・觀音韻(1)」長崎市立歴史博物館 | 100回展 埋(い)る歌謡。John Creaser : 'Prosody and Liberty in Milton and Marvell', in G. Parry and J. Raymond (eds.), *Milton and the Terms of Liberty*, Cambridge, 2002.

マーク・ハサウエーの『失乐园』を賞賛する論文發表してゐる。『マーク・ハス集』(日本伸夫編)、吉川書店、一九八九年、四二一—四二二頁。

- (56) J. Milton : *Samson Agonistes*, in J. Carrey (ed.), *Milton Complete Shorter Poems*, Longman, 1992 (First Published 1968).
J [ohn]. M [ilton] : *Of True Religion*, London, 1673. 三八八・三八九「教會統治の罪」(新井 明、田中 駒蔵) 未来社、一九八六年、一六四—一六六頁。C. Hill : *Milton and the English Revolution*, London, 1977, Chapter 31. 吉田「クロムカヒ
ルの教會体制の批判」田中駒蔵編『ヘロバムスムアーナ・オブ・ドリーム』翻訳大野田豊著、一九九九年、二二二—二二三頁。
一六七七年廻遊のロハム・共国教徒の「ホーリーマン」の歴史(二) J. Mueller : 'The Figure and the Ground : Samson as
a Hero of London Nonconformity, 1662-1667', in G. Parry and J. Raymond (eds.), *Milton and the Terms of Liberty*.
(57) P. Toon (ed.) : *The Correspondence of John Owen (1616-1683)*, Cambridge and London, 1970, pp. 136-138, 180. 井上公由
『スコット・ロバートソンの批評批評』(原作の水書版)、一九七四年、一四一—一四二頁。H. R. Fox Bourne : *The Life of John
Locke*, 2vols., London, 1867, Vol. I, pp. 72-73. M. Cranston : *John Locke a biography*, London, 1957, p. 41. ハーバード大学
シカゴ大学の圖書館所蔵。J. Harrison and P. Laslett (eds.) : *The Library of John Locke* 二四二頁。ロシクが所蔵する本の書評は、一六八〇年七月五日付で、J. Harrison
の所蔵記載。
(58) Charles Wolsey : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, London, 1668, p. 19.
(59) H. R. Fox Bourne : *The Life of John Locke*, Vol. II, p. 23. M. Cranston : *John Locke a biography*, pp. 261-262, 281. W. I. Hull :
Benjamin Furly and Quakerism in Rotterdam, Swarthmore College Monographs on Quaker History, Number Five, 1941,
pp. 82, 87-88, 96-97. W. C. Braithwaite : *The Second Period of Quakerism*, York, Second Edition 1979 (First Edition 1919),
pp. 158-159, 166-167, Chapter XV.
(60) [John Owen :] *Indulgence and Toleration Considered*, London, 1667, pp. 17-19. ditto : *A Peace-Offering in an Apology and
humble Plea for Indulgence and Liberty of Conscience*, London, 1667, pp. 13-14. A. R. Murphy (ed.) : *The Political Writings
of William Penn*, Indianapolis, 2002, pp. 99-100.
(61) George Bishop : *An Illumination to open the Eyes of the Papists (so called) and of all other Sects*, London, 1661, pp. 10-

- 12, 29-32. C. Wolseley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 9, 17. ditto : *Liberty of Conscience upon its true and proper Grounds asserted and vindicated*, London, 1668, pp. 17-18, 21, 26-28, 32, 49.
- (63) [Slingsby Bethel :] *The Present Interest of England Stated*, London, 1671, pp. 8, 13-15. ditto : *The Interest of Princes and States* (1680), in W. Myers (ed.), *op. cit.*, p. 130. Richard Farnworth : *A Toleration sent down from Heaven to preach*, written in Gloucestershire, 1665, p. 11. J. M [ilton] : *Of True Religion*, p. 9. [J. Owen :] *Indulgence and Toleration Considered*, p. 12.
- (64) A. R. Murphy (ed.) : *The Political Writings of William Penn*, p. 103. C. Wolseley : *Liberty of Conscience upon its true and proper Grounds asserted and vindicated*, pp. 14-15, 51. $\Delta \cdot \nabla - \Delta \rightarrow [T = \langle - \Delta \rangle]$ 論文題「 $\Delta \leftarrow T$ 」 \rightarrow $\Delta \rightarrow T$
- (65) J. Owen : *A Peace-Offering in an Apology and humble Plea for Indulgence and Liberty of Conscience*, pp. 15-17.
- (66) George Bishop : *An Illumination to open the Eyes of the Papists (so called) and of all other Sects*, p. 10. [J. Owen :] *Indulgence and Toleration Considered*, p. 22. A. R. Murphy (ed.) : *The Political Writings of William Penn*, pp. 81, 96, 102.
- C. Wolseley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 3-5, 7.
- (67) [S. Bethel :] *The Present Interest of England Stated*, p. 8. [S. Bethel :] *The World's Mistake in Oliver Cromwell*, London, 1668, pp. 18-19. J. Owen : *Truth and Innocence Vindicated*, London, 1669, p. 9. J. Owen : *A Peace-Offering in an Apology and humble Plea for Indulgence and Liberty of Conscience*, p. 33. S. Parker : *A Discourse of Ecclesiastical Policie*, The Preface, xviii.
- (68) [S. Bethel :] *The Present Interest of England Stated*, pp. 17-18. J. Owen : *Truth and Innocence Vindicated*, p. 81. C. Wolseley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, p. 9.
- (69) 金利譯『 $\Delta \rightarrow T$ の確立と説明』「 $\Delta \rightarrow T$ 」の論述「 $\Delta \rightarrow T$ 」の確立と説明
- (70) J. Owen : *Truth and Innocence Vindicated*, pp. 74-77. J. Thirsk and J. P. Cooper (eds.) : *Seventeenth-Century Economic Documents*, Clarendon Press, 1972, pp. 68-78. $\Delta \rightarrow T$ の確立と説明
- (71) S. Bethel : *The Interest of Princes and States* (1680), in W. Myers (ed.), *op. cit.*, p. 131. J. M [ilton] : *Of True Religion*,

pp. 10-13 (irregularly paginated 12). C. Wolseley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, p. 12.

- (70) J. M [ilton] : *Of True Religion*, pp. 13 (irregularly paginated 12)-16. C. Wolseley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 8, 12-13, 21. C. Wolseley : *Liberty of Conscience upon its true and proper Grounds asserted and vindicated*, p. 44.

- (71) J. Owen : *Truth and Innocence Vindicated*, pp. 9-11. A. R. Murphy (ed.) : *The Political Writings of William Penn*, p. 97. C. Wolseley : *Liberty of Conscience, the Magistrates Interest*, pp. 10-11. アーヴィング著「信義と正義」翻訳 一一〇〇
°